

消費生活協同組合等の法定監査上の監査報告書の文例

平成 22 年 6 月 9 日

改正 平成 24 年 4 月 10 日

最終改正 平成 28 年 1 月 26 日

日本公認会計士協会

項番号

I	本実務指針の適用範囲	
1.	適用範囲	1
2.	背景	4
II	独立監査人の監査報告書の文例	
1.	決算関係書類に関する監査報告書	
2.	連結決算関係書類に関する監査報告書	
III	適用	5

《 I 本実務指針の適用範囲》

《 1. 適用範囲》

1. 本実務指針は、消費生活協同組合法（以下「生協法」という。）第 31 条の 8 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき消費生活協同組合等に会計監査人の監査を実施する際の監査報告書の文例を示すものである。
2. 本実務指針の適用に際し関連する主な監査基準委員会報告書は、以下のとおりである。
 - ・ 監査基準委員会報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」なお、適用に際しては、本実務指針に記載されている監査基準委員会報告書のみでなく、個々の監査業務に関連する全ての監査基準委員会報告書と併せて理解することが求められている（監査基準委員会報告書 200「財務諸表監査における総括的な目的」第 17 項から第 19 項及び第 21 項）。
3. 本実務指針は、監査基準委員会報告書に記載された要求事項を遵守するに当たり、当該要求事項及び適用指針と併せて適用するための指針を示すものであり、新たな要求事項は設けていない。

《 2. 背景》

4. 平成 19 年 5 月の生協法の改正によって、契約者保護の観点から、共済事業について、他の協同組合法における規定の整備状況や生協の特質を踏まえた見直しが行われた。事業の健全性を担保するための規制の強化、経営・責任体制の強化とともに、透明性の観点から、経営情報の開示及び会計監査人による外部監査が義務付けられた。
本実務指針の対象とする消費生活協同組合等とは、共済事業を行う消費生活協同組合であって最終の貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が 200 億円を超えるもの又は共済事業を行う消費生活協同組合連合会をいう（生協法第 31 条の 8 第 1 項、同施行令第 11 条）。

《 II 独立監査人の監査報告書の文例》

《 1. 決算関係書類に関する監査報告書》

独立監査人の監査報告書	
	平成×年×月×日
〇〇〇消費生活協同組合 理事会 御中（注 1）	
	〇 〇 〇 監 査 法 人
	指 定 社 員
	業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇 ㊟
	指 定 社 員
	業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇 ㊟

(注2)

<決算関係書類等監査>

当監査法人(注3)は、消費生活協同組合法第31条の8第1項の規定に基づき、〇〇消費生活協同組合の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの第×期事業年度の剰余金処分案(注4)を除く決算関係書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

決算関係書類等に対する理事者の責任

理事者の責任は、消費生活協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行(注5)に準拠して決算関係書類(剰余金処分案(注4)を除く。以下同じ。)及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない決算関係書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人(注3)の責任は、当監査法人(注3)が実施した監査に基づいて、独立の立場から決算関係書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人(注3)は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人(注3)に決算関係書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、決算関係書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人(注3)の判断により、不正又は誤謬による決算関係書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。決算関係書類等監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人(注3)は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、決算関係書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての決算関係書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人(注3)は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人(注3)は、上記の決算関係書類及びその附属明細書が、消費生活協同組

合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行（注5）に準拠して、当該決算関係書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

＜剰余金処分案（注4）に対する意見＞

当監査法人（注3）は、消費生活協同組合法第31条の8第1項の規定に基づき、〇〇消費生活協同組合の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの第×期事業年度の剰余金処分案（注4）（剰余金処分案（注4）に対する注記を含む。以下同じ。）について監査を行った。

剰余金処分案（注4）に対する理事者の責任

理事者の責任は、法令及び定款（注6）に適合した剰余金処分案（注4）を作成することにある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、剰余金処分案（注4）が法令及び定款（注6）に適合して作成されているかについて意見を表明することにある。

剰余金処分案（注4）に対する監査意見

当監査法人（注3）は、上記の剰余金処分案（注4）が法令及び定款（注6）に適合しているものと認める。

利害関係

〇〇〇消費生活協同組合と当監査法人又は業務執行社員（注3）との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1） 消費生活協同組合等の監査においては、会計監査人の会計監査報告の内容について、消費生活協同組合法施行規則（以下「生協法施行規則」という。）第138条第1項において特定理事（同施行規則第138条第4項に定める者をいう。）及び特定監事（同施行規則第138条第5項に定める者をいう。）に通知する旨の規定があるので、宛先が「理事会」又は「理事長」等でも事務的には監査報告の内容をそれぞれの規定に従い特定理事及び特定監事に通知するものとする。

なお、監事を宛名とする場合には、以下とする。

監事（常勤） ○○○○

監事 ○○○○

監事（外部） ○○○○

(注2) ① 会計監査人が無限責任監査法人の場合で、指定証明でないときには、以下とする。

〇〇監査法人

代表社員 公認会計士 〇〇〇〇 印

業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇 印

② 会計監査人が有限責任監査法人の場合は、以下とする。

〇〇有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 〇〇〇〇 印

業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇 印

指定有限責任社員 公認会計士 〇〇〇〇 印

業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇 印

③ 会計監査人が公認会計士の場合には、以下とする。

〇〇〇〇 公認会計士事務所

公認会計士 〇〇〇〇 印

〇〇〇〇 公認会計士事務所

公認会計士 〇〇〇〇 印

(注3) 会計監査人が公認会計士の場合には、「私」又は「私たち」とする。

(注4) 剰余金処分案でなく損失処理案を作成している場合には、「損失処理案」とする。

(注5) 生協法施行規則第136条第1項第2号では、会計監査人は監査の対象となった決算関係書類(剰余金処分案又は損失処理案を除く。以下本注において同じ。)及びその附属明細書が一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該決算関係書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているか否かについて意見を表明することを求めている。すなわち、会計監査人が監査を行い、適正性を判断するに当たってのよりどころを「会計の慣行」という用語により規定している。

また、平成22年5月21日付けで生協法施行規則が改正され、消費生活協同組合等の合併に際して、いわゆる持分プーリング法が原則適用となった。企業会計とは異なる取扱いが認められたことを踏まえ、決算関係書類及びその附属明細書に関する理事者の責任のよりどころを文中「消費生活協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行」として示した。

(注6) 剰余金処分案(又は損失処理案)に対する会計監査報告の内容は、生協法施行規則第136条第1項第3号において、「剰余金処分案又は損失処理案が法令又は定款に適合しているかどうかについての意見」とされている。また、剰余金の処分に関して「定款の定め」によることが求められている規定(生協法第

51条の4、同第52条第2項)があるが、本実務指針では、会計監査人が剰余金処分案に対して、法令と定款の両者に適合しているかどうかについて監査を行い意見を表明する必要があることから、生協法施行規則第136条第1項第3号に定める「法令又は定款」ではなく、「法令及び定款」とする監査報告書の文例を示すこととした。

(注7) 上記以外の事項については、以下の監査基準委員会報告書を参考にされたい。

- ・ 監査基準委員会報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」
- ・ 監査基準委員会報告書 705「独立監査人の監査報告書における除外事項付意見」
- ・ 監査基準委員会報告書 706「独立監査人の監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分」
- ・ 監査基準委員会報告書 720「監査した財務諸表が含まれる開示書類におけるその他の記載内容に関連する監査人の責任」
- ・ 監査基準委員会報告書 560「後発事象」

また、除外事項付意見を表明する場合等の監査報告書の文例については、監査・保証実務委員会実務指針第85号「監査報告書の文例」を参考にされたい。

《2. 連結決算関係書類に関する監査報告書》

<u>独立監査人の監査報告書</u>		平成×年×月×日
○○○消費生活協同組合 理事会 御中(注1)	○○○監査法人	
	指定社員 業務執行社員	公認会計士 ○○○○ 印
	指定社員 業務執行社員	公認会計士 ○○○○ 印
		(注2)
<p>当監査法人(注3)は、消費生活協同組合法第31条の8第2項の規定に基づき、○○消費生活協同組合の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの連結会計年度の連結決算関係書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結純資産変動計算書、連結決算関係書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。</p>		
<p>連結決算関係書類に対する理事者の責任</p> <p>理事者の責任は、消費生活協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公</p>		

正妥当と認められる会計の慣行（注４）に準拠して連結決算関係書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結決算関係書類を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人（注３）の責任は、当監査法人（注３）が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結決算関係書類に対する意見を表明することにある。当監査法人（注３）は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人（注３）に連結決算関係書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結決算関係書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人（注３）の判断により、不正又は誤謬による連結決算関係書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人（注３）は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結決算関係書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結決算関係書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人（注３）は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人（注３）は、上記の連結決算関係書類が、消費生活協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行（注４）に準拠して、〇〇〇消費生活協同組合及び連結子会社等から成る集団の当該連結決算関係書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

〇〇〇消費生活協同組合と当監査法人又は業務執行社員（注３）との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注１） 消費生活協同組合等の監査においては、会計監査人の会計監査報告の内容について、生協法施行規則第 138 条第 1 項において特定理事（同施行規則第 138

条第4項に定める者をいう。)及び特定監事(同施行規則第138条第5項に定める者をいう。)に通知する旨の規定があるので、宛先が「理事会」又は「理事長」等でも事務的には監査報告の内容をそれぞれの規定に従い特定理事及び特定監事に通知するものとする。

なお、監事を宛名とする場合には、以下とする。

監事(常勤) ○○○○

監事 ○○○○

監事(外部) ○○○○

(注2) ① 会計監査人が無限責任監査法人の場合で、指定証明でないときには、以下とする。

○○監査法人

代表社員

公認会計士 ○○○○ 印

業務執行社員

業務執行社員

公認会計士 ○○○○ 印

② 会計監査人が有限責任監査法人の場合は、以下とする。

○○有限責任監査法人

指定有限責任社員

公認会計士 ○○○○ 印

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 ○○○○ 印

業務執行社員

③ 会計監査人が公認会計士の場合には、以下とする。

○○○○ 公認会計士事務所

公認会計士 ○○○○ 印

○○○○ 公認会計士事務所

公認会計士 ○○○○ 印

(注3) 会計監査人が公認会計士の場合には、「私」又は「私たち」とする。

(注4) 生協法施行規則第136条第1項第2号では、会計監査人は監査の対象となった連結決算関係書類が一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該連結決算関係書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているか否かについて意見を表明することを求めている。すなわち、会計監査人が監査を行い、適正性を判断するに当たってのよりどころを「会計の慣行」という用語により規定している。

また、平成22年5月21日付けで生協法施行規則が改正され、消費生活協同組合等の合併に際して、いわゆる持分プーリング法が原則適用となった。企業会計とは異なる取扱いが認められたことを踏まえ、連結決算関係書類に関する理事者の責任のよりどころを文中「消費生活協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行」として示した。

(注5) 上記以外の事項については、以下の監査基準委員会報告書を参考にされたい。

- ・ 監査基準委員会報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」
- ・ 監査基準委員会報告書 705「独立監査人の監査報告書における除外事項付意見」
- ・ 監査基準委員会報告書 706「独立監査人の監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分」
- ・ 監査基準委員会報告書 720「監査した財務諸表が含まれる開示書類におけるその他の記載内容に関連する監査人の責任」
- ・ 監査基準委員会報告書 560「後発事象」

また、除外事項付意見を表明する場合等の監査報告書の文例については、監査・保証実務委員会実務指針第 85 号「監査報告書の文例」を参考にされたい。

《Ⅲ 適用》

5. 本報告は、平成 22 年 6 月 9 日以後提出する監査報告書から適用する。
6. 「非営利法人委員会報告第 36 号「消費生活協同組合等の法定監査上の監査報告書の文例について」の改正について」（平成 24 年 4 月 10 日）については、平成 24 年 3 月 31 日以後終了する事業年度に係る監査から適用する。
7. 「非営利法人委員会実務指針第 36 号「消費生活協同組合等の法定監査上の監査報告書の文例について」の改正について」（平成 28 年 1 月 26 日）については、平成 28 年 3 月 21 日以後開始する事業年度に係る監査から適用する。

以 上